

墨田区立図書館運営基本方針

平成28年3月23日
27墨教ひ図第561号

1 図書館設置の目的

墨田区立図書館は、図書その他必要な資料を自由及び公平の見地から収集し、整理し、区民等の利用に供することにより、その知る自由を保障し、もってその教育、教養、文化等の発展に寄与する。(墨田区立図書館条例第1条 平成29年4月1日施行)

2 運営方針

墨田区立図書館は、その設置の目的を達成するため、誰でも多様な資料や情報を活用できる環境を整えるとともに、地域の課題に対応したサービスの提供及び充実を図ることにより、区民や地域の課題解決を積極的に支援し、「地域の活性化を支える情報拠点」「区民の役に立つ図書館」を目指す。

(1) 生涯学習の拠点としての図書館

生涯学習の拠点として、子どもから高齢者まであらゆる世代の利用者が学ぶ環境を整備する。すべての方が利用しやすいよう、それぞれの利用者層のニーズに応えるサービスを展開する。

(2) 墨田区の情報センターとしての図書館

様々な情報を発信する情報センターとして、墨田区の観光資源や区内産業、歴史や文化、区政情報等の行政情報、墨田ゆかりの人物の功績等、墨田区の魅力を墨田区内外に発信する。また、利用者が必要とする様々な情報を提供する。

(3) 区民や地域の課題解決を支援する図書館

利用者が必要としている情報・資料を的確に提供するとともに、利用者自らが幅広く情報を得られる環境を整備し、課題解決の支援をする。

(4) 交流の場としての図書館

図書館に様々な情報と人が集まり、情報を介して人と人が交流することで、区民や地域の課題解決や自己実現を支援する。区民の自主活動や様々な体験活動、そして、活動の成果の発表の場を提供し、利用者のコミュニティ形成を促進し、利用者同士で学び合える環境を整備する。

3 運営体制

(1) ひきふね図書館を中心としたネットワーク運営

ひきふね図書館を中心に図書館4館、コミュニティ会館図書室3室等をネットワークでつなぎ、一体的なシステム運営を行う。基礎的なサービスは各館・室で均一に提供すると同時に、企画・管理事務をひきふね図書館が一元的に行うことにより、業務の効率化を図る。

(2) 利用者ニーズに基づく図書館運営

墨田区図書館運営協議会を設置し、有識者の専門的な見地からの意見を聴くとともに、図書館を支えるボランティアや利用者である区民の意見を聴き、利用者ニーズを的確に把握し、時代や地域の状況に即した図書館運営を行う。

また、協働する団体、ボランティア等との連絡、協力を推進し、地域、利用者とともに図書館運営を行う。

(3) 民間活力の活用

緑図書館、立花図書館及び八広図書館に指定管理者制度を平成29年4月1日から導入し、民間事業者のノウハウを活用しながら、さらなるサービスの向上及び効率化を図る。

4 人材育成方針

墨田区立図書館が、「地域の活性化を支える情報拠点」「区民の役に立つ図書館」として、図書館サービスを具体的、組織的に実行していくために、次の図書館職員の能力が強く求められることから、継続的にOJT、OffJTによる研修を実施し、組織的な人材育成に努める。

- ① 専門的能力（選書、レファレンス、読み聞かせ等）
- ② 学校図書館支援、他機関との連携、区民との協働等を円滑に実施するための能力（調整、折衝、企画立案等の能力）
- ③ 高度な情報リテラシー（情報活用能力）
- ④ 情報通信技術に対応する能力